

おくやみハンドブック

このたびのご親族のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

身近な方が亡くなられた後の手続については、お亡くなりになった方によって必要な手続が異なり、中には複雑なものも含まれ、ご遺族の大きな負担となっています。

このハンドブックでは、鳴門市民の方がお亡くなりになった後に必要となる諸手続についてご紹介しております。

お手続に行かれる窓口や必要書類の確認等にご利用ください。

また「おくやみ窓口」では、なじみのない手続にご不安をお持ちの方に、市役所で行っていただく各種手続について、受付やご案内を1か所で行い、少しでも安心して手続を進められるようサポートいたしますので、ご予約ください。

おくやみ窓口

【事前予約制】

利用希望日の3開庁日前までに予約（土日祝日、12/29～1/3を除く）

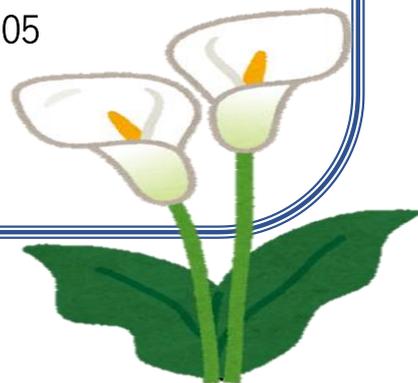
- 1日3組 午前 10 時～
 午後 1 時～
 午後 3 時～

【予約問い合わせ先】

市民課「おくやみ窓口」担当 ☎ 088-684-1105

※当日は、1階総合案内までお越しください。

鳴門市



も く じ

- 庁舎レイアウト・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- お持ちいただくもの（ご遺族さま）・・・・・・・・ 2
- お持ちいただくもの（亡くなられた方）・・・・ 3
- 死亡に伴うお手続き
 - (1) 住民関係、年金・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 健康保険・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 介護保険、高齢者福祉・・・・・・・・・・・・ 7
 - (3) 税・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (4) 障がい者福祉・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (5) 児童福祉・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (6) 市営住宅、空き家・・・・・・・・・・・・ 13
 - (7) 防災行政無線・・・・・・・・・・・・ 13
 - (8) 上下水道・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (9) 土地（農地、森林）・・・・・・・・・・・・ 15
- 市営住宅の明渡し及び名義人承継手続きについて・・・・ 16
- 空き家でお困りの方へ・・・・・・・・・・・・ 17
- 戸籍謄本等の証明書について・・・・・・・・・・・・ 19
- 遺品を処分される方へ・・・・・・・・・・・・ 20
- 相続登記が義務化されました！・・・・・・・・ 22
- 市役所以外でのお手続き（該当する方）・・・・ 24
- 委任状様式・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

お手続きに必要なとなる主な持ち物は次のとおりです。

ご遺族さまのもの（相続人代表者さま・喪主さま）

※ 相続人代表者さまと喪主さまが異なる場合は、それぞれの方のものがが必要です。

本人確認書類

- ・ 写真付きのもの（1点で可）
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
- ・ 写真付きのものがない場合は次から2点
被保険者証（健康保険・介護保険）、資格確認書、年金手帳など

認印（スタンプ印不可）

預金通帳等

委任状（委任状様式は、P25にあります）

※ 死亡に伴う手続は、法令等によって手続できる親族の範囲が異なります。亡くなった方と窓口に来る方の続柄によっては、手続いただけないものもありますので、ご了承ください。

※ 相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書〔公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言(検認済のもの)〕をお持ちください。

※ お手続きによっては、戸籍謄本等が必要になる場合があります。

亡くなられた方のもの

(お手元にあるものだけでかまいません)

- 年金証書、日本年金機構発行の振込はがき又は年金手帳
- なんと市民カード（印鑑登録証）
- 国民健康保険証、資格確認書、高齢受給者証（70～74歳）、
特定疾病療養受療証、限度額認定証
- 後期高齢者医療被保険者証、資格確認書、特定疾病療養受療証、
限度額認定証
- 介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
重度心身障がい者医療費受給者証、自立支援医療受給者証
障がい福祉サービス受給者証
- 子どもはぐくみ医療費受給者証

下記に該当される場合に必要なもの

- 亡くなられた方が国民健康保険又は後期高齢者医療保険加入者で
葬祭費の支給を申請する場合
・ 埋火葬許可証、会葬礼状 等
- 戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、請求
できる人が作成された委任状が必要

死亡に伴うお手続き

(1) 住民関係、年金

<住民関係>

市民課 市民担当 ☎088-684-1092

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
印鑑登録をしている方	なると市民カード (印鑑登録証)の 返還	・なると市民カード (印鑑登録証)	速やかに
マイナンバー カード又は 通知カードを 持っている方	マイナンバーカー ド、通知カードの 返還	・マイナンバーカード又は通知 カード	相続など故人の手続 きがすべてお済みにな りましたらお返し ください。

<年金>

市民課 国民年金担当 ☎088-684-1138

または 徳島北年金事務所 ☎088-655-0200

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
国民年金を受給 している方	未支給年金請求 遺族基礎年金請求	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の年金証書 ・請求者の預貯金通帳 ・請求者の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等) ・請求者のマイナンバーがわかる書類 ・請求者と亡くなられた方との関係が わかる戸籍謄本又は抄本(又は法定相 続情報一覧図の写し) ・請求者と亡くなられた方が別世帯の 場合は「生計同一関係に関する申立書」 ・未支給年金の請求要件を満たす方が いない場合は、受給権者死亡届 <p>※遺族基礎年金が請求できる方は、上 記に加え、死亡診断書の写し、所得証 明書(マイナンバーの記載があれば不 用)</p>	<p>【未支給】 亡くなられた方の年 金支払い日の翌月の 初日から5年以内</p> <p>【遺族基礎】 亡くなられた日の翌 日から5年以内</p>

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
国民年金を受給している方	遺族基礎年金請求 (18歳未満の子がいる場合) 寡婦年金請求 死亡一時金請求	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の年金手帳 ・請求者の年金手帳 ・死亡診断書の写し ・請求者と亡くなられた方との関係がわかる戸籍謄本（又は法定相続情報一覧図の写し） ・請求者の預貯金通帳 ・請求者と亡くなられた方が別世帯の場合は「生計同一関係に関する申立書」 ・請求者の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等) 	<p>【遺族基礎】 【寡婦】 亡くなられた日の翌日から5年以内</p> <p>【死亡一時金】 亡くなられた日の翌日から2年以内</p>
厚生年金を受給している方		徳島北年金事務所（☎088-655-0200）へお問い合わせください。 予約専用番号：ナビダイヤル（☎0570-05-4890）	
共済年金を受給している方		各共済組合へお問い合わせください。	
農業者年金を受給している方		各JAへお問い合わせください。	
国民年金基金に加入している方		全国国民年金基金（☎0570-008-002 または 03-6804-2202）へお問い合わせください。	
恩給を受給している方		総務省恩給相談窓口（☎03-5273-1400）へお問い合わせください。	
戦没者弔慰金を受給している方		記名変更の手続きが必要です。証券の裏に記載されている郵便局へお問い合わせください。	

(2) 健康保険、介護保険

＜国民健康保険＞ 保険課保険資格・給付担当 ☎088-684-1355

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
国民健康保険に加入している方	葬祭費の請求 ※喪主の方に葬祭費 2万円 ※社会保険に加入していた方は、国民健康保険からは支給されません。 各医療保険者にお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> ・喪主の方名義の振込口座がわかるもの ・葬祭を行ったことがわかるもの (埋火葬許可証、会葬のハガキ等) ・葬祭を行った方・亡くなられた方のマイナンバーが確認できるもの ・手続きをする方の本人確認ができるもの 	葬儀を行った日の翌日から2年以内
	各種、証の返還 (該当するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険保険証または資格確認書 ・限度額適用認定証 ・高齢受給者証(70～74歳) ・特定疾病療養受療証 	速やかに

＜国民健康保険＞ 保険課賦課・収納担当 ☎088-684-1191

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
国民健康保険に加入している方	国民健康保険料の還付請求	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人代表の方名義の振込口座がわかるもの ・手続きをする方の本人確認ができるもの 	収納日の翌日から2年以内

＜後期高齢者医療＞ 保険課資格・給付担当 ☎088-684-1139

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
後期高齢者医療保険に加入している方	葬祭費の請求 ※喪主の方に葬祭費 2万円	<ul style="list-style-type: none"> ・喪主の方の印鑑(認印) ・喪主の方名義の振込口座がわかるもの ・葬祭を行ったことがわかるもの (埋火葬許可証、会葬のハガキ等) ・葬祭を行った方・亡くなられた方のマイナンバーが確認できるもの ・手続きをする方の本人確認ができるもの 	葬儀を行った日の翌日から2年以内

＜後期高齢者医療＞ 保険課資格・給付担当 ☎088-684-1139

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
後期高齢者医療 保険に加入して いる方	各種、証の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険証または資格確認書 ・限度額認定証 ・特定疾病療養受療証 	速やかに

＜後期高齢者医療＞ 保険課賦課・収納担当 ☎088-684-1191

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
後期高齢者医療 保険に加入して いる方	後期高齢者医療 保険料の還付請求	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人代表の方名義の振込口座がわかるもの ・手続きをする方の本人確認ができるもの 	収納日の翌日から 2年以内

＜介護保険＞ 長寿介護課 介護給付・賦課担当 ☎088-684-1376

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
65歳以上の方 又は 介護認定を受け ている方	各種被保険者証の 返還 (該当するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 ・負担割合証 ・負担限度額認定証 	速やかに
	介護保険料の還付 請求	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人代表の方名義の振込口座がわかるもの ・手続きをする方の本人確認ができるもの 	収納日の翌日から 2年以内
	高額介護サービス 費等の振込口座の 変更届		亡くなられた日 から2年以内

＜高齢者福祉＞ 長寿介護課 高齢支援担当 ☎088-684-1147

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
緊急通報装置 利用者	緊急通報装置貸与 辞退届	緊急通報装置撤去に立ち会っていただく 必要があるため、後日、設置業者と日程 調整をさせていただきます。	速やかに
高齢者見守り システム（みる モニ）利用者	高齢者見守りシス テム貸与辞退届	高齢者見守りシステムを取り外し、長寿 介護課までお持ちください。	速やかに
70歳以上の方	高齢者バス無料券 の返還	・高齢者バス無料券	速やかに
福祉電話利用者	福祉電話本体の返還	・福祉電話	速やかに

(3) 税

<税>

税務課 収納管理担当 ☎088-684-1132

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
市税が課税されている方(納税義務者・納税管理人・相続人代表等)	今後の納税に関する手続き・納付について (口座振替の変更又は廃止等)	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の納税通知書 ・手続きする方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等) 【口座振替を新たに申込(変更)される方】 ・新たに申込される方の預貯金通帳 ・印鑑 (銀行届出印) ※書類の提出先は金融機関窓口です。 【口座振替を廃止される方】 ・廃止される方の印鑑 (認印) 	速やかに

<税>

税務課 固定資産税担当 ☎088-684-1073

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
土地・家屋等の固定資産をお持ちの方	相続人代表納税者指定及び現所有者申告	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きする方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等) ・本人が死亡したこと及び手続きをする方が相続人であることがわかる戸籍謄本等 ・相続人でない方が手続きする場合は相続人の方からの委任状が必要です。 	亡くなられた日から3ヶ月以内
	未登記家屋の名義変更		
	土地・家屋の相続登記 (名義変更)	令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。ハンドブックP22・23をご確認ください。 徳島地方法務局 (☎088-622-4683) へお問い合わせください。	

<税>

税務課 軽自動車税担当 ☎088-684-1070

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
軽自動車税 (種別割) が 課税されている 方	原動機付自転車 小型特殊自動車等 ミニカー等 鳴門市ナンバーの 名義変更又は廃車	・本人が死亡したこと及び手続きをする方が相続人であることがわかる戸籍謄本等 ・手続きする方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) ・相続人でない方が手続きする場合は相続人の方からの委任状が必要です。 ・ナンバープレート (廃車の場合や名義変更時に鳴門市にナンバーを変更したいとき)	毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。
	三輪・四輪の軽自動車名義変更又は廃車	徳島県軽自動車協会 (☎088-641-2010) へお問い合わせください。	-
	軽二輪車 (125cc超) 名義変更又は廃車	四国運輸局徳島運輸支局 (☎050-5540-2074) へお問い合わせください。	-

(4) 障がい者福祉

<障がい者福祉>

社会福祉課 障がい福祉担当 ☎088-684-1145

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
各種手帳や受給者証をお持ちの方	各種障がい者手帳の返還（該当するもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳 	速やかに
	各種受給者証の返還（該当するもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障がい者医療費受給者証 ・自立支援医療受給者証 ・障がい福祉サービス受給者証 	
各種手当受給者	各種手当の資格喪失届 <ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当 未払い手当の請求	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人の方名義の振込先口座がわかるもの ・亡くなった方との関係により戸籍謄本等が必要な場合があります。 	亡くなられた日から 14 日以内
心身障害者扶養共済制度加入者	心身障害者扶養共済年金の請求	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者扶養共済制度加入証書 ・振込銀行等の通帳コピー ・加入者の死亡診断書(死体検案書)と住民票（除票） ・心身障害者の住民票 	亡くなられた日から 30 日以内 ※申請が遅れると受給が遅くなります。

(5) 児童福祉

< 児童福祉 >

子育て支援課 支援担当 ☎088-684-1225

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
児童手当支給 対象の児童	受給事由消滅、 又は額改定	届に必要なものは特にありません。	亡くなられた日 から 15 日以内
児童手当受給者	受給事由消滅 受給者の変更 認定請求 未払い手当の請求	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな受給者（請求者）のマイナンバーカード ・請求者名義の振込口座がわかるもの 【未払い手当の請求の場合】 ・対象児童名義の振込口座がわかるもの 	
子どもはぐくみ 医療費受給者	資格内容変更届 受給者証の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもはぐくみ医療費受給者証 ・対象児童のマイナ保険証または資格確認書（変更後のもの） 	速やかに
児童扶養手当 受給者	受給者死亡届兼未 支払手当請求 新規認定請求 (新しい受給者が いる場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書 ・対象児童名義の振込先口座がわかるもの ・新たな請求者、対象児童、扶養義務者のマイナンバーがわかるもの ・請求者名義の振込口座がわかるもの ・請求者の年金手帳 ・請求者、対象児童の戸籍謄本 ・世帯の状況により申立書、民生委員調査書が必要な場合があります 	
児童扶養手当 支給対象児童	資格喪失、又は 額改定（減額）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書 	
ひとり親家庭等 医療費助成を受 給している保護 者の方	資格内容変更届 受給者証の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方、受給対象児童の受給者証 ・対象児童のマイナ保険証または資格確認書（変更後のもの） 	

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
ひとり親家庭等 医療費助成を受 給している児童	受給者証の返還	・亡くなった受給対象児童の受給者証	速やかに
特別児童扶養 手当	資格喪失届 未払い手当の請求 額改定届 新規認定請求書	【対象児童が亡くなった場合】 ・届に必要なものは特にありません。 【受給者が亡くなった場合】 ・手当対象児童名義の振込口座が分かる もの ・保護者（新受給者）の振込口座が わかるもの	亡くなられた日 から 14 日以内

< 児童福祉 > こども保育教育課 利用・給付担当 ☎088-684-1209

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
保育所、幼稚園、 認定こども園を 利用する児童 又はその保護者	申請保護者の変更 又は世帯員の変更	・届に必要なものは特にありません。	速やかに
	【児童が亡くなっ た場合】 退所（園）手続き	・届に必要なものは特にありません。	
認可外保育施 設、一時預かり 事業の利用に係 る、無償化事業 の対象児童又は その保護者	施設等利用給付 認定取消手続き 又は 施設等利用給付 認定変更手続き	・届に必要なものは特にありません。	速やかに

(6) 市営住宅、空き家

<市営住宅> まちづくり課 住宅担当

☎088-684-1162

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
名義人が亡くなり、市営住宅を明け渡す方	市営住宅明渡し手続き	・明渡し届の提出が必要です。 ハンドブック P16 をご確認ください。	明渡しの5日前まで
名義人を承継し住み続ける方	市営住宅承継承認手続き	・承継承認申請書の提出が必要です。 ハンドブック P16 をご確認ください。	速やかに
市営住宅に入居の同居親族が亡くなった方	同居者異動届出	・同居者異動届の提出が必要です。	速やかに

<空き家> まちづくり課 都市計画・用地担当

☎088-684-1289

☎088-684-1171

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
居住者が亡くなり、空き家でお困りの方	補助金制度や空き家の管理サービス等のご案内をしています。	ハンドブック P17 をご覧ください。	—

(7) 防災行政無線戸別受信機 危機管理局 防災行政無線担当

☎088-684-1194

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
防災行政無線（文字表示付）戸別受信機の貸与を受けている方	防災行政無線（文字表示付）戸別受信機の返還	・防災行政無線（文字表示付）戸別受信機 ・その他受信機の付属品（外部アンテナ除く）	—

(8) 上下水道

<上水道>

水道企画課

☎088-685-3330

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
水道使用者、又は支払者の方が亡くなった場合	水道使用者の変更	お電話、または担当課窓口までご連絡ください。	速やかに
	水道の使用中止	お電話、または担当課窓口までご連絡ください。	
	水道料金振替口座の変更	お電話、または担当課窓口までご連絡の上、金融機関の窓口にてお手続きください。	

<下水道>

下水道課

☎088-684-1170

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
当年度新たに供用開始となった区域に土地を所有されている方	受益者の決定	新しく受益者となる方の印鑑（認印） 【受益者申告書をご提出いただきます】	速やかに
受益者負担金を徴収猶予されている方	受益者の変更 徴収猶予の再申請	新しく受益者となる方の印鑑（認印） 【受益者変更届及び受益者負担金徴収猶予申請書をご提出いただきます】	速やかに

(9) 土地（農地、森林）

<土地・農地>

農業委員会

☎088-684-1180

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
鳴門市内の農地を相続された方	農地法第3条の3第1項の規定による届出	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書 ※農地が多く届出書の「2届出に係る土地の所在等」に書ききれない場合は、別紙に列記して届出書とあわせてご提出ください。 ※登記簿謄本や公図の添付は不要です。 	相続登記完了後、おおむね10ヶ月以内

<土地・森林>

農林水産課 林務畜産担当

☎088-684-1154

対象者	主な手続き	必要なもの	手続きの期限
鳴門市内の森林を相続された方	森林の土地の所有者届出	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明の写し ・森林の土地の位置を示す地図 	所有者となった日から90日以内

市営住宅の明渡し及び名義人承継手続きについて

市営住宅を無断で退去することや、名義人が不在のまま住み続けることはできません。必ずまちづくり課に届け出て、正式な手続きを行ってください。

■市営住宅を明け渡す場合

1. 明渡し届の提出

明渡しの5日前までにまちづくり課へ明渡し届を提出してください。

2. 居室内の私物撤去

退去に際して、居室の中の私物及び自身で設置した設備（給湯器、浴槽など）をすべて撤去してください。

3. 電気・ガス・水道料金及び共益費の清算

各事業者に連絡し、退去日までの使用料金及び共益費を清算してください。

4. 鍵の返却

5. 検査員による居室確認

まちづくり課職員が居室内の確認に参ります。損傷等を確認し、修繕費が発生する場合はその算定を行います。また、私物の撤去についても確認を行います。

6. 検査員による居室確認

■名義人を承継し、住み続ける場合

1. 承継承認申請書の提出

速やかにまちづくり課へ承継承認申請書を提出してください。

次の要件を満たさない場合、承継ができません。

- 市税の滞納がないこと
- 承継申請者及び同居予定者が暴力団員でないこと
- 前名義人に家賃の滞納がないこと
- 入居時から同居している親族を除き、一年以上同居していること
- 承継申請者及び同居予定者の収入が一定額を超えないこと

2. 契約に係る書類の提出

申請書の提出時に、請書や連帯保証人調書などの書類をお渡しします。

書類の準備ができ次第、まちづくり課へ提出してください。

3. 前入居者の敷金還付及び承継に係る敷金納入

前入居者の敷金を還付いたします。合わせて新たな契約における敷金を金融機関に納入していただき、領収書のコピーをまちづくり課へ提出してください。

空き家でお困りの方へ

空き家の処分や管理などについてお困りの方に鳴門市では補助金制度や空き家の管理サービスのご案内等をしております。

① 老朽危険空き家除却支援事業

老朽化して危険な空き家を自ら除却（解体・撤去）する所有者等に対して除却費用の一部を補助する制度です。

【対象要件】

- 著しく老朽化している（不良度測定表に基づき判定）
- 倒壊した場合に、前面道路をふさぐ恐れのあるものや隣地に悪影響を及ぼすおそれのあるもの
- 鳴門市税の滞納がない方が所有 など

【補助金額】

- 倒壊すれば前面道路をふさぐ恐れのあるもの…60万円（上限）
※居住誘導区域内…80万円（上限）
- 倒壊すれば隣地に悪影響を及ぼす恐れのあるもの…30万円（上限）
など
※居住誘導区域内…40万円（上限）
- 上記のうち長屋であるもの…80万円（上限）

【注意事項】

- 申込後に、不良度測定のため立ち入り調査を実施します。
- 募集期間は4月中旬から5月上旬。募集戸数に限りがあり、応募多数の場合は選考になります。

② 空き家除却に係る土地の固定資産税減免制度

住宅を除却（解体・撤去）し更地になると、土地に適用されている住宅用地特例が無くなるため、税額が高くなる場合があります。このことが、空き家が除却されずに放置される原因となっています。制度は、空き家を除却した場合に、一定期間、除却前の税額の水準まで減免する制度です。

【対象要件】

- 老朽化した住宅であること（老朽空き家判定表に基づき判定）
- 法人以外で、鳴門市税に滞納がない方
- 賃貸住宅の場合は不動産業者でない方 など

【減免期間】

10年間（6年度目から10年度目にかけて段階的に減免解除）

【注意事項】

- 申込後、立ち入り調査を実施します。補助制度との併用も可能です。
- 減免開始後、売買等により所有者の変更があった場合は減免終了となります。

③ ブロック塀等安全対策支援事業

倒壊の恐れのあるブロック塀等を自ら撤去する所有者等に対し、撤去・フェンス等新設費用の一部を補助する制度です。

【対象要件】

- 国道、県道、市道かつ避難路として利用する道路などに面しているブロック塀
- 点検表により安全対策が必要と判定されたもの
- 鳴門市税の滞納がない方が所有 など

【補助金額】 ※①に併せて②の実施も可能

① 撤去工事（ブロック塀自体の撤去工事）…8万円（上限）

※居住誘導区域内は10万円（上限）

② フェンス等の新設工事（新設のみの申請は不可）…26.6万円（上限）

【注意点】

- 申込後、現地調査を実施します。
- 募集件数には限りがあり、先着順になります。

④ 空き家管理（見回りサービス）のご案内

空き家を所有しているが事情により状態を確認に行けないという方に代わりに空き家を訪問し、点検して報告するサービス（外観目視による建物の状態や敷地内の状態確認、郵便受けの整理等）があります。（有料）

《問い合わせ先の一例》

- ・「とくしま回帰」住宅対策等総合支援センター（088-666-3124）
 - ・鳴門市シルバー人材センター（088-686-3732）
- 詳細につきましては、まちづくり課（088-684-1289・088-684-1171）までお問い合わせください。

⑤ 空き家バンク制度

鳴門市内にある空き家の売却・賃貸希望者と鳴門市への移住希望者を結ぶ制度です。

空き家バンクへの登録方法等、詳細につきましては、商工政策課までお問い合わせください。

商工政策課 電話番号：088-684-1468

Eメール：shokoseisaku@city.naruto.i-tokushima.jp

戸籍謄本等の証明書について

諸手続きに戸籍謄本等が必要な場合があります。銀行や各契約会社等にお問い合わせいただき、

- どの証明書が必要か（戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、印鑑証明など）
- 証明書は原本確認後に返却してくれるのか（原本提出、コピー可など）
- 発行日から何か月以内のものが有効か

などを、ご確認してから市役所にお越しいただくと、お手続きがスムーズに進みます。

◆ 戸籍謄本等の請求

死亡の記載された戸籍謄本は、すぐに交付できません。

提出先に、誰のどのような記載のある戸籍が必要かをご確認ください。

- 例) 出生から死亡までの連続した戸籍
亡くなった方との続柄が確認できる戸籍
死亡年月日のわかる戸籍 等

遺品を処分される方へ

遺品を処分される場合は「ごみ収集カレンダー・ごみ分別ガイドブック」をご覧ください、正しく分別して処分してください。

粗大ごみを処分したいとき

粗大ごみは有料です。ごみ集積所には出せませんので、ご注意ください。

粗大ごみ・家電リサイクル法対象外の電気製品

市クリーンセンターに処理手数料とあわせて持ち込んでください。

大きさ、材質、数量によっては引き取れないものもありますので、事前にクリーンセンター（☎088-683-7573）へお問合せください。

- 持込可能日 月曜日から金曜日（祝日除く） 8：30～16：30
毎月第2土曜日 8：30～12：00
- 持込場所 鳴門市クリーンセンター

【鳴門市瀬戸町堂浦字浦代105番地17-2】

粗大ごみ処理手数料	10 kgにつき 70 円
自転車処理手数料	1 台 500 円
電気製品処理手数料（家庭用小型）	1 台 500 円
電気製品処理手数料（家庭用大型等）	1 台 3,000 円

自分で持ち込まず、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する場合

鳴門市が許可している処理業者（50音順）	
(株)三幸クリーンサービスセンター	☎088-685-8818
ゼネラル産業(有)	☎088-687-2881
(株)鳴門クリーン	☎088-685-3075
(株)メイコークリーンサービス	☎088-688-0606
(有)矢野商会	☎088-689-1719

※料金等については、各許可業者に確認してください。

家電リサイクル法対象機器

「エアコン及び室外機」「テレビ」「冷蔵庫及び冷凍庫」「洗濯機及び衣類乾燥機」は、次の方法で処分してください。

① 家電量販店への持ち込み

※手数料等が必要です。各家電量販店等にご確認ください。

② 指定引取場所への持ち込み

郵便局でリサイクル券を購入して、指定の引取場所に引き渡してください。

※家電ごとのリサイクル料金は、家電リサイクル券センター(☎0120-319640)へお問い合わせください。

引取場所：【NX 徳通(株)松茂指定引取所】 ☎088-699-6834

松茂町中喜来字稲本183番地

【(株)旭金属】 ☎088-664-8908

徳島市東沖洲1丁目1-2

③ 市クリーンセンターへの持ち込み

リサイクル券に加え、運搬手数料(1品あたり)1,900円が必要です。

④ 一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼

PCリサイクル法対象機器

「デスクトップ本体」「ノートパソコン本体」「液晶ディスプレイ」「CRTディスプレイ」「ディスプレイ一体型パソコン」は、次の方法で処分してください。

■メーカー等がわかっているパソコンの場合 → メーカー等受付窓口へ

■メーカー等不存在パソコン(自作等)の場合 → パソコン3R推進協会へ

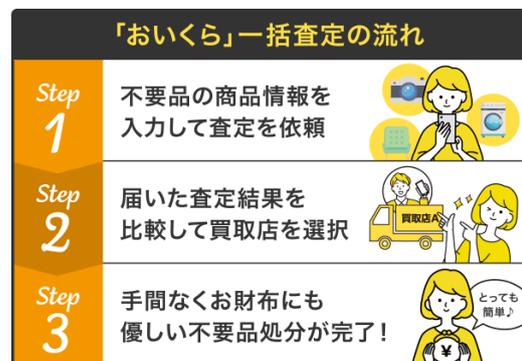
☎03-5282-7685

ホームページ <http://www.pc3r.jp>

ごみとして出す前に売却してリユースにつなげてみませんか？

「おいくら」は、複数のリユースショップの買取価格を比較し、不要品を売却できるサービスです。「おいくら」を利用することで、処分費用や搬出の手間なく不要品を売却できるかもしれません。

鳴門市×おいくら連携サイト→



備えて安心！令和6年4月1日から 相続登記が義務化されました！



Q 1 知りませんでした！不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されたのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

Q 2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割の話合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

Q 3 義務化が始まったのは、いつからですか？ それより前に相続した不動産は対象になりますか？

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まりました。また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（3年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

Q 4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？ 新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の間で**早めに遺産分割の話合い**を行い、不動産を取得することとなった場合には、その結果に基づいて法務局に、**相続登記をする必要**があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「**相続人申告登記**」という簡便な手続（※）を法務局ですることによって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告登記の手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話合い
がまとまった



遺産分割の結果に基づく**相続登記**
不動産の相続を知った日から**3年以内**にする必要(※)

早期に遺産分割を
することが困難



相続人申告登記
不動産の相続を知った日から**3年以内**にする必要(※)

※令和6年4月1日より前に相続で取得したことを知った不動産は、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

Q 5 早めの対応が必要なのですね。相続登記について不明な点があれば、どこに相談すれば良いのですか？

お近くの法務局（予約制の手続案内を実施中）や、登記の専門家である**司法書士・司法書士会**等に、ご相談ください。

法務省では、新制度を紹介する**マンガ**や、相続登記の手続を案内する**ハンドブック**も、提供しています。

法務省・法務局の名称を
不正に使用した勧誘や
架空請求などに
ご注意ください



詳しくは、こちらの
法務省ホームページ
をご覧ください。▶



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

2024年5月版

市役所以外でのお手続き（該当する方）

主な手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 運転免許証の返納	運転免許センター ☎088-699-0110(代表)
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認の申述	徳島家庭裁判所 ☎088-603-0140
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認・開封	徳島家庭裁判所 ☎088-603-0140
<input type="checkbox"/> 相続税・所得税の申告など	鳴門税務署 ☎088-685-4101(代表)
<input type="checkbox"/> 県営住宅の届出	徳島県住宅供給公社 ☎088-666-3123
<input type="checkbox"/> 法定相続情報証明制度の申し出	徳島地方法務局 ☎088-622-4683
<input type="checkbox"/> 土地、家屋等の名義変更（相続登記）	徳島地方法務局 ☎088-622-4683
<input type="checkbox"/> 自動車、小型二輪車（250ccを超える） の名義変更など	徳島運輸支局 ☎050-5540-2074
<input type="checkbox"/> 生命保険等の保険金の請求など	生命保険会社
<input type="checkbox"/> 簡易保険の保険金の請求など	郵便局
<input type="checkbox"/> 火災保険、自動車保険の名義変更など	損害保険会社
<input type="checkbox"/> 預貯金口座の解約・払い戻しなど	金融機関
<input type="checkbox"/> 株式等の名義変更など	証券会社等
<input type="checkbox"/> 公共料金等の名義変更・解約など	NHK、電力会社、ガス会社、固定電話、 携帯電話、ケーブルテレビ等

委任状

鳴門市長 殿

令和 年 月 日 作成

委任者(頼む方)

氏 名 : _____

住 所 : _____

生 年 月 日 : _____

(亡くなられた方のお名前)

_____の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

代理人(頼まれて窓口に来る方)

氏 名 : _____

住 所 : _____

生 年 月 日 : _____

委任事項 (委任する事項の□に✓を入れてください)

- 国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）、児童手当、障がい福祉、市営住宅に関する手続き
- 相続手続きに必要となる戸籍（除籍）、改製原戸籍の謄（抄）本及び住民票（除票）の交付申請及び受領に関する権限
- 所得証明書、納税証明書、固定資産税に関する証明書等の取得に関する権限

※委任状は頼む方がすべて記入してください。

頼む方が書写不能なため、上記の内容を代筆する場合は、下の部分に代筆者の住所・氏名を記入するとともに、委任者(頼む方)本人の印を必ず本人の面前で、上記委任者(頼む方)本人氏名の末尾に押印してください。

本人が傷病で書写不能なため、本書は本人の意思を確認し記入したもので内容に相違ありません。

代筆者

住所 : _____

氏名 : _____